

町内保育施設における自然災害時対応基準

1. 目的

町内保育施設(※1)は、自然災害発生時においても原則として保育を実施することとされていますが、近年の気象災害の激甚化・頻発化に伴い、大雨や台風等による避難情報発令時には、園児(※2)および保育従事者の生命と身体の安全を守るため、早急な判断と対応が求められます。

あらかじめ明確な休園・対応基準を設定し、施設および保護者が共通の認識を持つことで先を見通した安全確保対応を可能とすることを目的とし、本基準は、高浜町地域防災計画及び避難情報の判断・伝達マニュアルに基づき運用します。また、当該保育施設が所在する地区に発令される警戒レベル(避難情報等)を基本として対応基準を定めます。

※1 本基準における「保育施設」とは、認可保育所および認定こども園を指します。

※2 本基準における「園児」「登園」には、保育所の児童および登所を含みます。

※3 本基準における「施設長」とは、保育所長および認定こども園長を指します。

2. 保育施設の対応

原則として、当該保育施設が所在する地区に発令される警戒レベル(避難情報等)に基づき対応します。なお、町全域に影響する災害又は町長が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

(1)開園時刻前に避難情報等が発令された(または継続している)場合

警戒レベル・気象情報等	保育施設の対応
警戒レベル 3 (高齢者等避難) ・大雨、洪水、大雪警報、氾濫警戒情報	原則開園(自主登園) ・状況悪化やレベル引き上げにより速やかなお迎えが必要となる可能性がある旨を、あらかじめ保護者へ連絡・周知します。
警戒レベル 4 (避難指示) ・土砂災害警戒情報 ・暴風警報 / 暴風雪警報 ・氾濫危険情報	開園見合わせ(自宅待機) (午前 6 時 30 分時点) ・午前 6 時 30 分時点で発令中の場合は登園を見合わせ、自宅待機とします。

警戒レベル 5 (緊急安全確保) ・大雨特別警報 ・大雪特別警報 ・氾濫発生情報	・状況に応じて、下記【解除後の開園判断基準】に基づき開園・休園を判断します。 ※前日時点で発令や甚大な影響が見込まれる場合は、前日夕方までに計画休園の可能性を周知します。
--	--

【解除後の開園判断基準(解除タイムリミット)】

早朝の避難指示や警報等により開園を見合わせている場合、解除された時刻に応じて以下のとおり対応します。

午前 6 時 30 分までに解除：施設の安全確認後、開園時間を決定する。(給食あり)

午前 6 時 30 分～午前 10 時 00 分までに解除：施設の安全確認後、午後 1 時(13 時)頃を目安に開園します。

※給食はありません。昼食を済ませてからの登園が可能です。

午前 10 時 00 分時点で未解除：終日休園(1 日休園)

※土曜日の場合は、午前 6 時 30 分までに解除されない場合に終日休園とします。

※午前 10 時までに避難指示等が解除された場合であっても、施設等の安全確認の結果、施設被害やライフラインの途絶などにより安全な保育が困難と認められる場合は、施設長からの報告に基づき、こども未来課の判断により終日休園とすることがあります。

(2)開園(保育)時間中に避難情報・警報等が発令された場合

警戒レベル・気象情報等	保育施設の対応
警戒レベル 3 (高齢者等避難) または大雨、洪水、大雪警報、氾濫警戒情報	保育継続・お迎え準備依頼 ・状況変化に留意しつつ保育を継続します。 ・保護者へ「現在の状況」および「今後のレベル引き上げに備え、可能であれば速やかにお迎えを開始できるよう準備・対応する旨」を依頼します。
警戒レベル 4 (避難指示) または ・土砂災害警戒情報 ・暴風警報 / 暴風雪警報	緊急引き渡し(至急のお迎え依頼) ※当該保育施設又はその周辺地域に避難指示が発令された場合は、保護者へ至急のお迎えを依頼し、緊急引き渡しを実施します。

・氾濫危険情報	・保護者へ「至急のお迎え」を依頼します。 ・園児の安全を確保しながら、保護者へ順次引き渡しを行います。 ・指定避難場所への避難が必要な場合は、避難先を保護者へ速やかに連絡します。
警戒レベル 5 (緊急安全確保) または大雨・大雪特別警報、氾濫発生 情報	即時安全確保(垂直避難・園内待避) ・保護者へのお迎え要請は行わず、屋外移動の危険がなくなるまで園内で保護します。(保護者に無理なお迎えを控えるよう連絡) ・園舎の 2 階以上への垂直避難や、施設内のより安全な場所へ移動し、園児・職員の命を守る行動を最優先します。

(3)台風接近時における計画休園(特別対応)

台風の場合、進路や影響時間帯の予測が可能であるため、警戒レベルの発令前であっても以下の対応を行います。

・送迎時間帯を含む保育時間中に高浜町が暴風域に入ることが確実視される場合、前日午後4時時点の気象情報をもって翌日を「臨時休園(計画休園)」と決定し、保護者へ周知します。

(4)施設被害等による臨時休園

避難情報や警報が解除された場合であっても、次のいずれかに該当し、安全な保育の実施が困難と認められる場合は、町(こども未来課)の判断により臨時休園とすることがあります。

- ・施設の損壊又は設備故障が発生した場合
- ・停電、断水、通信障害等により保育環境が確保できない場合
- ・給食提供が困難な場合
- ・職員の参集が困難で必要な保育体制が確保できない場合
- ・その他施設運営上重大な支障がある場合

(例:施設周辺道路の寸断、交通規制、二次災害のおそれ、避難所運営等)

3. 保護者への周知

①本基準の周知

町ホームページ及びたかはま情報ナビ、保護者連絡アプリ(コドモン・ルクミー)等を通じて、年度初めおよび台風・大雨シーズン前に本基準を保護者へ事前周知します。

②非常時の連絡体制

休園判断や緊急お迎えの要請、解除後の午後開園の案内は、町ホームページ及びたかはま情報ナビ、保護者連絡アプリ(コドモン・ルクミー)等を活用して迅速に連絡します。

③送迎時の安全確認(保護者判断の尊重)

警報・避難指示が解除されて開園する場合であっても、道路冠水や土砂崩れ等により送迎に危険が伴うと保護者が判断された場合は無理をせず、自宅待機等の安全確保を行ってください。

4. 災害情報等の確認方法

避難情報や気象警報の発表状況については、以下の手段により迅速かつ正確な情報収集を行ってください。

- **高浜町公式防災アプリ「たかはま情報ナビ」**
高浜町から発令される警戒レベルや避難情報がリアルタイムで配信されます。
(事前に登録を行ってください。)
- **気象庁防災情報・福井県防災ポータル**
大雨・暴風等の警報、河川水位情報、雨雲レーダー等の気象・防災情報を随時確認してください。
- **保育施設からの連絡メール／保護者アプリ(コドモン・ルクミー)**
休園の判断、解除後の開園連絡、緊急時のお迎え依頼、避難開始の連絡等は町(こども未来課)または各保育施設から直接配信されます。

5. 地震発生時における対応基準

町内で一定規模以上の地震が発生した場合は、発災時間帯に応じて以下のとおり対応します。なお、津波警報又は大津波警報が発表された場合の対応は、「5-2 津波警報等発表時の対応」によるものとします。

(1)開園時刻前に発生した場合

■ **基準:**高浜町において「震度 5 弱以上」の地震を観測した場合

■ **対応:**原則、終日休園(臨時休園)とします。

・早朝に発生し、午前中に施設の安全確認、ライフライン復旧及び職員の参集が確認された場合であっても、その日は終日休園とします。

※注:風水害のような「午後からの遅れての開園(午後 1 時開園)」は行いません。

※震度 4 以下であっても、施設等に被害が生じ安全な保育が困難な場合は、施設長からの報告に基づき、町(こども未来課)の判断により臨時休園とすることがあります。

(2)開園(保育)時間中に発生した場合

■ **震度 4 以下の場合**

・園児および施設の安全を確認し、問題がなければ保育を継続します。状況に応じて保護者へ連絡します。

■ **震度 5 弱以上の場合**

- ・即時安全確保(頭部保護・安全な場所への誘導・避難)を最優先します。
- ・揺れがおさまった後、施設の安全確認・点検を行い、保護者へ「至急のお迎え(緊急引き渡し)」を依頼します。
- ・施設被害等により保育継続が困難と判断される場合は、引き渡し完了後に休園とします。

5-2 津波警報等発表時の対応

(1)開園前

高浜町に津波警報又は大津波警報が発表された場合は、原則として終日休園とします。

(2)開園(保育)時間中

津波警報又は大津波警報が発表された場合は、園児及び職員の安全を最優先し、速やかに指定避難場所又は高台へ避難します。

避難完了後、保護者へ避難先を連絡し、安全が確保された後、順次引き渡しを行います。